

# 住居確保給付金特例

# 厚労省が恒久化検討

田村智事務所に表明

コロナ禍、物価高騰など経済低迷のなかで暮らしや住まいの確保に困っている人に一歩前進の朗報がもたらされました。

厚生労働省の担当者がこのほど、日本共産党の田村智子参院議員事務所に対し、住居を失う恐れのある人に家賃を補助する「生活困窮者住居確保給付金」について、▽職業訓練受講給付金(月額10万円)との併給を可能とする▽ハローワークへの求職活動をしながらも無料職業紹介窓口への求職申し込みのみで支給可能

## 困窮者支援へ一歩前進

22年度に入っても月20000件以上のペースで支給が決定されていることから、予算措置や制度運用でそれぞれ改善の検討を進めるとしています。

とする▽原則3カ月の支給期間を、求職活動を行っている場合には3カ月延長可能とする(最長9カ月支給)▽解雇以外の休業等に伴う収入減少の人の場合でも3カ月の再支給を可能とする—といった現在行っている特例措置などを恒久化する検討を行っている」と明らかにしました。

2019年度には約4000件だった住居確保給付金の支給件数が20年度には約13万5000件に急増し、コロナ禍の中で生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たしたことや、その後も21年度には4万5000件、

また日本共産党の宮本徹衆院議員は、22年5月20日の衆院厚労委員会での「コロナ特例を恒久化していくのは非常に大事だ。併せて家賃補助制度への発展も含めて検討してほしい」と提案。後藤茂之厚労相(当時)は「全体としてそれも含めて検討したい」と答弁していました。

(日本共産党国民運動委員会  
・高瀬康正)